

京都市訓令甲第 2 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年10月14日

京都市長 門 川 大 作

目次中「第10条」を「第14条」に、「第11条～第15条」を、「第15条～第19条」に、「第16条～第19条」を「第20条～第24条」に、「第20条」を「第25条」に改める。

第20条を第25条とする。

第19条中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改め、同条を第23条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(措置の要請)

第24条 最高情報セキュリティ責任者は、消防局長等に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じることを要請するものとする。

第18条第2項中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改め、同条を第22条とする。

第17条第1項中「情報セキュリティ担当者及び情報システム業務責任者」を「情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者」に、「情報セキュリティ担当者等」を「情報セキュリティ管理者等」に、「情報セキュリティ統括者」を「情報セキュリティ管理責任者」に改め、同条第3項中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「情報セキュリティ統括者」を「情報セキュリティ管理責任者」に、「情報セキュリティ担当者等」を「情報セキュリティ管理者等」に改め、「、軽易な事故を除き」を削り、「統括責任者」を「情報セキュリティ統括者」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けたときは、軽易な事故を除き、直ちに最高情報セキュリティ責任者及び監理者に報告しなければならない

い。

第17条を第21条とする。

第16条中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に、「情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）」を「事故」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「協議等」を「協議」に改め、同条各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、「教育長」の右に「（以下「消防局長等」という。）」を加え、「次に掲げる事項」を「その所管する業務に係る情報システムの開発及び改修等をしようとするときは、あらかじめ協議すること」に改め、同条各号を削り、第3章中同条を第19条とする。

第14条第1項及び第2項中「情報システム業務責任者」を「情報システム管理者」に改め、同条第3項中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「情報システム業務責任者」を「情報システム管理者」に改め、同条を第17条とする。

第12条第3項中「情報システム業務責任者」を「情報システム管理者」に改め、同条を第16条とする。

第11条各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条を第15条とする。

第10条第2項及び第3項中「情報セキュリティ担当者」を「情報セキュリティ管理者」に改め、同条を第13条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（緊急時即応体制）

第14条 情報セキュリティ統括者は、本市が保有する情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態（以下「事故の発生等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、次に掲げる事務を統括する。

(1) 事故の発生等に際し、被害を最小限にとどめ、又は未然に防止するために必要な措置を講じること。

(2) 情報セキュリティ対策に係る他の局等その他関係機関等との連絡及び調

整に関すること。

2 次に掲げる者は、情報セキュリティ統括者の指揮に従い、前項各号に掲げる事務に従事する。

(1) 情報セキュリティ管理責任者

(2) 前号に掲げる者のほか、情報セキュリティ統括者が指名する総合企画局情報化推進室に属する職員

第9条の見出しを「(情報セキュリティ管理者)」に改め、同条中「情報セキュリティ担当者」を「情報セキュリティ管理者」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「(情報システム管理者)」に改め、同条中「情報システム業務責任者」を「情報システム管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「及び情報セキュリティ統括者」を削り、同条第1項中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、「及び情報セキュリティ統括者」を削り、同条第2項中「高度情報化推進に関し専門的な知識経験を有する職員の中から統括責任者が任命し、情報セキュリティ統括者は情報化推進室長」を「、総合企画局情報化推進室長」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同項第1号中「関すること」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同条第4項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(情報セキュリティ統括者)

第9条 本市に、最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

2 情報セキュリティ統括者は、総合企画局情報化推進室長をもって充てる。

3 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

(情報セキュリティ管理責任者)

第10条 本市に、情報セキュリティ統括者を補佐するため、情報セキュリティ管理責任者を置く。

2 情報セキュリティ管理責任者は、総合企画局情報化推進室情報政策課長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ統括者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

第6条第3項中「統括責任者」を「最高情報セキュリティ責任者」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(最高高度情報化推進責任者)」に改め、同条第1項中「高度情報化推進統括責任者」を「最高高度情報化推進責任者」に、「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条第2項中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「統括責任者」を「最高推進責任者」に改め、「事務」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同項第1号中「企画」の右に「(情報セキュリティの確保に係るものを除く。)」を加え、同項第2号中「情報システム」を「前号に掲げるもののほか、情報システム」に改め、同項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 本市に、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長をもって充てる。

3 最高情報セキュリティ責任者は、本市の情報セキュリティの確保に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

(1) 情報セキュリティの確保に係る計画の企画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年10月17日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)